

## 分担金表

新座市水道事業給水条例第5条関係

令和8年4月から下記表のとおり分担金を改定します。分担金改定に伴い、経過措置期間を設けます。

経過措置期間の詳細については裏面をご覧ください。

### 【現行】

水道メータ一口径	分担金額（税込）	2年以上新座市に居住して、新規にメーターを取得する場合※
13mm	132,000円	88,000円
20mm	231,000円	132,000円
25mm	462,000円	
30mm	792,000円	
40mm	1,606,000円	
50mm	3,201,000円	
75mm	9,064,000円	
100mm	17,820,000円	
150mm以上	水道メーターの断面積及び流量等を基礎として市長が別に定める	

### 【改定後】

水道メータ一口径	分担金額（税込）	2年以上新座市に居住して、新規にメーターを取得する場合※
13mm	179,300円	89,650円
20mm	385,000円	192,500円
25mm	811,800円	
30mm	1,334,300円	
40mm	2,434,300円	
50mm	4,331,800円	
75mm	10,010,000円	
100mm	22,275,000円	
150mm以上	水道メーターの断面積及び流量等を基礎として市長が別に定める	

## 手数料表

新座市水道事業給水条例第28条関係

区分	種類	単位	金額（非課税）
設計審査手数料	給水管	口径25mmまで	1,500円
		口径30mm～50mmまで	3,000円
		口径50mmを超えるもの	5,000円
工事検査手数料	新設	口径25mmまで	2,000円
		口径30mm～50mmまで	4,000円
		口径50mmを超えるもの	8,000円
	改造	口径25mmまで	1,000円
		口径30mm～50mmまで	1,500円
		口径50mmを超えるもの	2,000円

## 特殊集団住宅取扱負担金

新座市水道事業特殊集団住宅取扱いに関する特別措置規定第6条関係

受水槽式給水方法を採用する中高層建築住宅に対する、特殊集団住宅取扱負担金の算出方法は、受水槽の容量に1立方メートルあたり29,000円を乗じた額

※特殊集団住宅取扱負担金には、消費税が加算されます。

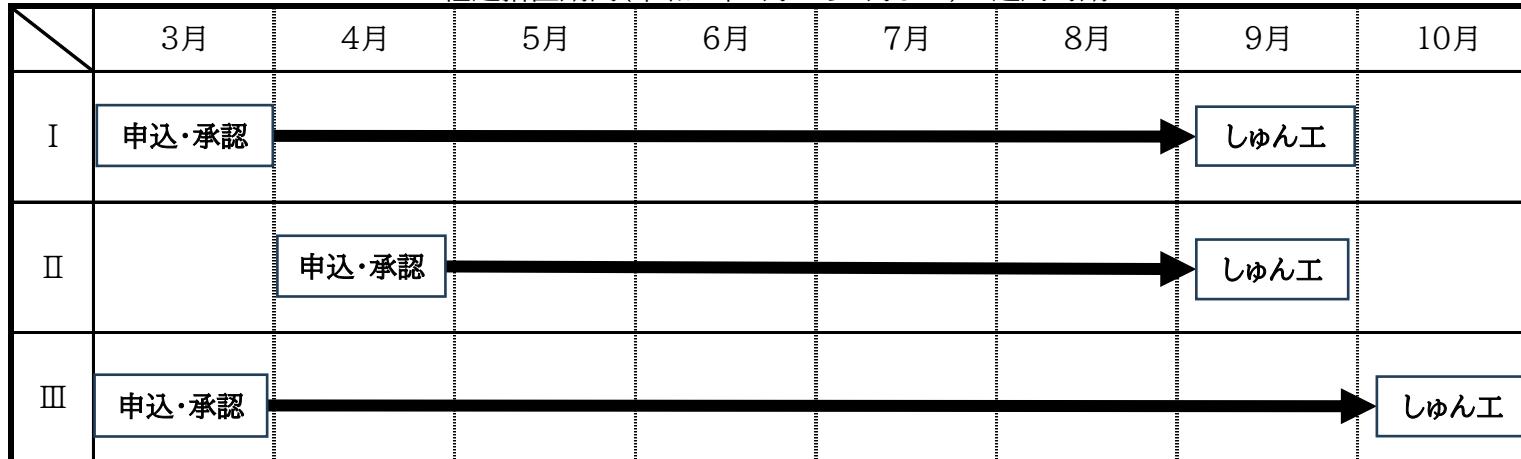
※特殊集団住宅取扱負担金も令和8年4月に改定予定です。

新座市インフラ整備部 水道施設課 給水管理係

TEL 048-477-5798（直通）

## 分担金改定に伴う経過措置

経過措置期間(令和8年4月から9月まで)の適用時期



(参考例)

I 給水装置工事の申込・承認を令和8年3月中までに行い、令和8年9月30日までにしゅん工したものは、「現行分担金額」が適用されます。

II 給水装置工事の申込・承認を令和8年4月以降にした場合、「改定後分担金額」が適用されます。

III 給水装置工事の申込・承認を令和8年3月中まで(既に承認を受けている申込みを含む)に行い、令和8年10月以降にしゅん工した場合、「現行分担金額」と「改定後分担金額」の差額を納付いただきます。

## 分岐戸数

連合管から分岐する戸数の標準は、下表のとおりであるが、連合管の延長や水圧等も考慮し決定すること。

連合管口径	メーター口径	分岐戸数
25mm	13mm	4戸まで
30mm		7戸まで
40mm		14戸まで
50mm		25戸まで

連合管口径	メーター口径	分岐戸数
25mm	20mm	2戸まで
30mm		4戸まで
40mm		8戸まで
50mm		15戸まで

メーター口径と供給水栓数	
口径	水栓数(散水栓含む)
13mm	1~7個
20mm	8~16個